

議員定数に関する特別委員会設置についての決議

本市議会に次のとおり議員定数に関する特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議員定数に関する特別委員会
- 2 設 置 の 根 拠 地方自治法第109条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 議員定数に関する調査研究
- 4 委 員 の 定 数 議員全員
- 5 委員会の継続期間等 委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで存続する。